

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年1月12日(2006.1.12)

【公開番号】特開2005-305181(P2005-305181A)

【公開日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-043

【出願番号】特願2005-158106(P2005-158106)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/56 (2006.01)

A 6 1 F 5/455 (2006.01)

A 6 1 F 13/539 (2006.01)

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/18 3 5 0

A 6 1 F 5/455

A 6 1 F 13/18 3 3 1

A 4 1 B 13/02 R

【手続補正書】

【提出日】平成17年11月18日(2005.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液透過性の表面シート、液不透過性且つ通気性の防漏シート、及び両シート間に介在された液保持性の吸収体を備え、幅方向の外方に延出するフランプ部が形成され、その非肌当接面側にズレ止め用の粘着剤が配設された吸収性物品において、

前記フランプ部が、前記表面シート及び前記防漏シートとは別体の液不透過性のシートが前記吸収体の両側部を覆う縁部から幅方向の外方に延出されて形成されており、

前記液不透過性のシートが前記表面シートの両側部上面領域に接合され、且つ該液不透過性のシートに粘着剤が配設されていることを特徴とする吸収性物品。

【請求項2】

前記表面シートの略中央部に、前記表面シートと前記吸収体とを接合する環状の溝がエンボス加工により形成されている請求項1記載の吸収性物品。

【請求項3】

前記表面シートの両側部に、前記液不透過性のシート、前記表面シート及び前記吸収体を接合する溝がエンボス加工により形成されている請求項1又は2記載の吸収性物品。

【請求項4】

前記液不透過性のシートが、前記防漏シートに用いられるシートからなる請求項1～3の何れかに記載の吸収性物品。

【請求項5】

前記液不透過性のシートの引き裂き強度がC D方向160cN以上で且つM D方向80cN以上である請求項1～4の何れかに記載の吸収性物品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、液透過性の表面シート、液不透過性且つ通気性の防漏シート、及び両シート間に介在された液保持性の吸収体を備え、幅方向の外方に延出するフラップ部が形成され、その非肌当接面側にズレ止め用の粘着剤が配設された吸収性物品において、前記フラップ部が、前記表面シート及び前記防漏シートとは別体の液不透過性のシートが前記吸収体の両側部を覆う縁部から幅方向の外方に延出されて形成されており、前記液不透過性のシートが前記表面シートの両側部上面領域に接合され、且つ該液不透過性のシートに粘着剤が配設されていることを特徴とする吸収性物品を提供することにより上記目的を達成したものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

以下本発明を、その好ましい実施形態に基づき図面を参照しながら説明する。

図1及び2は、本発明の吸収性物品の参考実施形態による生理用ナプキン（以下単にナプキンともいう）を示すものであり、符号1はナプキンを示している。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

本発明の吸収性物品は、図3に示す実施形態の生理用ナプキン1'を含むものである。図3に示すナプキン1'の基本的な構成は、上述したナプキン1におけるものと同様であり、以下の説明では、ナプキン1とは異なる部分について特に説明し、ナプキン1と同様の部分については、同一の符号を付してその詳細な説明は省略する。従って、特に説明しない部分については、ナプキン1に関して上記した説明が適宜適用される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

図4に示す参考実施形態のナプキン1'は、表面シート2'を吸収体4の側部4aを覆いその端部2aが当該吸収体4の非肌当接面側に至るように配設し、フランプ6'をシート5'のみで形成し、吸収体4の非肌当接面側において表面シート2'、シート5'及び防漏シート3を接着部23で接着したものである。

本実施形態のナプキン1'においては、その防漏性及び透湿度を向上させる観点から、ナプキン1'の左右両側端間の幅W2（吸収体4の幅）に対して防漏シート5'、5'が存在しない部分の幅W3は、20～90%であることが好ましく、30～90%であることがより好ましい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

図5に示す参考実施形態のナプキン1'は、粘着剤配設用の窓30を有する防漏シート3'及びシート5でラップ部6'を形成し、その周縁部を接着部25'でヒートシールし、当該窓30を通じてシート5に粘着剤7を配設したものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

【図1】本発明の吸収性物品の参考実施形態としての生理用ナプキンを示す一部を破断した斜視図である。

【図2】図1のA-A線断面図である。

【図3】本発明の吸収性物品の一実施形態としての生理用ナプキンを示す断面図(図2に相当する図)である。

【図4】本発明の吸収性物品の参考実施形態としての生理用ナプキンを示す断面図(図2に相当する図)である。

【図5】本発明の吸収性物品の参考実施形態としての生理用ナプキンを示す断面図(図2に相当する図)である。